

1 ホール利用料金

区分		時間					
		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
A	平日	6,480円	12,960円	17,280円	19,440円	30,240円	36,720円
	土曜日、日曜日、 休日	7,560円	15,120円	20,520円	22,680円	35,640円	43,200円
B	平日	9,720円	17,280円	21,600円	27,000円	38,880円	48,600円
	土曜日、日曜日、 休日	11,880円	20,520円	25,920円	32,400円	46,440円	58,320円
C	平日	15,120円	27,000円	34,560円	42,120円	61,560円	75,600円
	土曜日、日曜日、 休日	16,200円	32,400円	43,200円	48,600円	75,600円	90,720円

備考

- 1 ホールの利用料金は、ホワイエ及び出演者控室の利用分を含むものとする。ただし、ホワイエのみを利用する場合又は出演者控室のみを利用する場合の利用料金は、次項の表に定める額とする。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 3 「A」とは、営利目的以外で入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合を、「B」とは、営利目的以外で入場料等を徴収する場合を、「C」とは、営利目的で利用する場合をいう。
- 4 営利目的で利用する場合において、利用者が入場料等を徴収する場合の利用料金は、この表に定める額（以下この表において「基本利用料金」という。）に次の割合を乗じて得た額を当該基本利用料金に加算した額とする。
  - (1) 入場料等が500円以上2,000円未満 3割
  - (2) 入場料等が2,000円以上 5割
- 5 午前9時から午後10時までの間において、利用許可時間を繰上げ、又は延長して利用する場合の利用料金は、1時間（30分以上1時間未満は、1時間とする。以下この表において同じ。）につき、その直前又はその直後の基本利用料金の1時間当たりの利用料金の3割増の額とする。
- 6 午前9時以前に繰上げて利用する場合の利用料金は、1時間につき、基本利用料金（午前9時～正午）の5割の額とし、午後10時以後に延長して利用する場合の利用料金は、1時間につき、基本利用料金（午後6時～午後10時）の5割の額とする。
- 7 練習又は準備等のため舞台のみを利用する場合の利用料金は、基本利用料金の5割の額とする。
- 8 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。
- 9 附属設備等の利用料金は、別に規則で定める額とする。

2 会議室等利用料金

区分	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時	1時間を単位として利用する場合	
							午前9時～ 午後6時	午後6時～ 午後10時
大会議室	2,160円	2,800円	3,670円	4,960円	6,480円	8,640円	1時間につき 720円	1時間につき 920円
小会議室	430円	640円	860円	1,080円	1,510円	1,940円	1時間につき 170	1時間につき 210
出演者 控室(大)	540円	700円	910円	1,240円	1,620円	2,160円	1時間につき 190円	1時間につき 230円
出演者 控室(小)	160円	210円	270円	370円	480円	640円	1時間につき 60円	1時間につき 70円
控室	320円	430円	540円	750円	970円	1,290円	1時間につき 110円	1時間につき 140円
ホワイエ						2,700円	1時間につき 210円	1時間につき 280円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 営利目的で利用する場合の利用料金は、この表に定める額の10割増の額とする。
- 3 附属設備等の利用料金は、別に規則で定める額とする。